

地震防災対策推進地域の指定

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（推進地域）を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議は、次の事項を定めた計画を作成するとともに、基本的な施策の目標及び達成期間を定める

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の基本的方針及び基本的な施策
- 推進計画及び対策計画の基本となるべき事項 等

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、次の事項を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

- 避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 等

地方防災会議等（都道府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都道府県知事に届け出る

地震防災対策推進協議会

関係指定行政機関の長等は、共同で、地震防災対策推進協議会を組織することができる

津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域（特別強化地域）を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都道府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画を作成することができ、当該事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例（用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

特別強化地域における特別の配慮

特別強化地域における避難場所、避難経路その他の津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等について、積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特別の配慮